

平成21年5月19日日本年金機構設立委員会
(第8回)提出資料を基に作成

現場実務を踏まえた制度設計について

年金制度の企画立案における現場要請の反映 ー現状と課題ー

【現 状】

- 厚生労働省（年金局）においては、概ね5年ごとの制度改正の検討に当たり、社会保険庁から事務処理上の要請を受け付けるとともに、事業実施面からも検討を行ってきた。
- これまで社会保険庁による現場の要請を受けて取り組んだ、代表的な制度改正は以下のとおり。
 - ・ 国民年金保険料を納付し易くするため、所得水準に応じた多段階免除制度（4段階）を導入
 - ・ 市町村から所得情報の提供を受けやすくする法整備
 - ・ 第3号被保険者（被扶養配偶者）の届出について、扶養配偶者の事業主経由に変更
- 一方で、要請を受けながら今後の検討課題に止まっているものも多い。
- 「標準報酬遡及訂正事案等に関する調査委員会」報告書における制度面での指摘事項と、現行制度の考え方を踏まえ、今後、社会保障審議会年金部会等において総合的な検討を行っていただくこととしたい。
- なお、「年金事業の実施に係る企画立案」を所掌する社会保険庁においても、被保険者等の届出の簡素化、保険料の納付促進対策の強化等を内容とする「事業運営改善法案」を立案（平成19年6月成立）

【課 題】

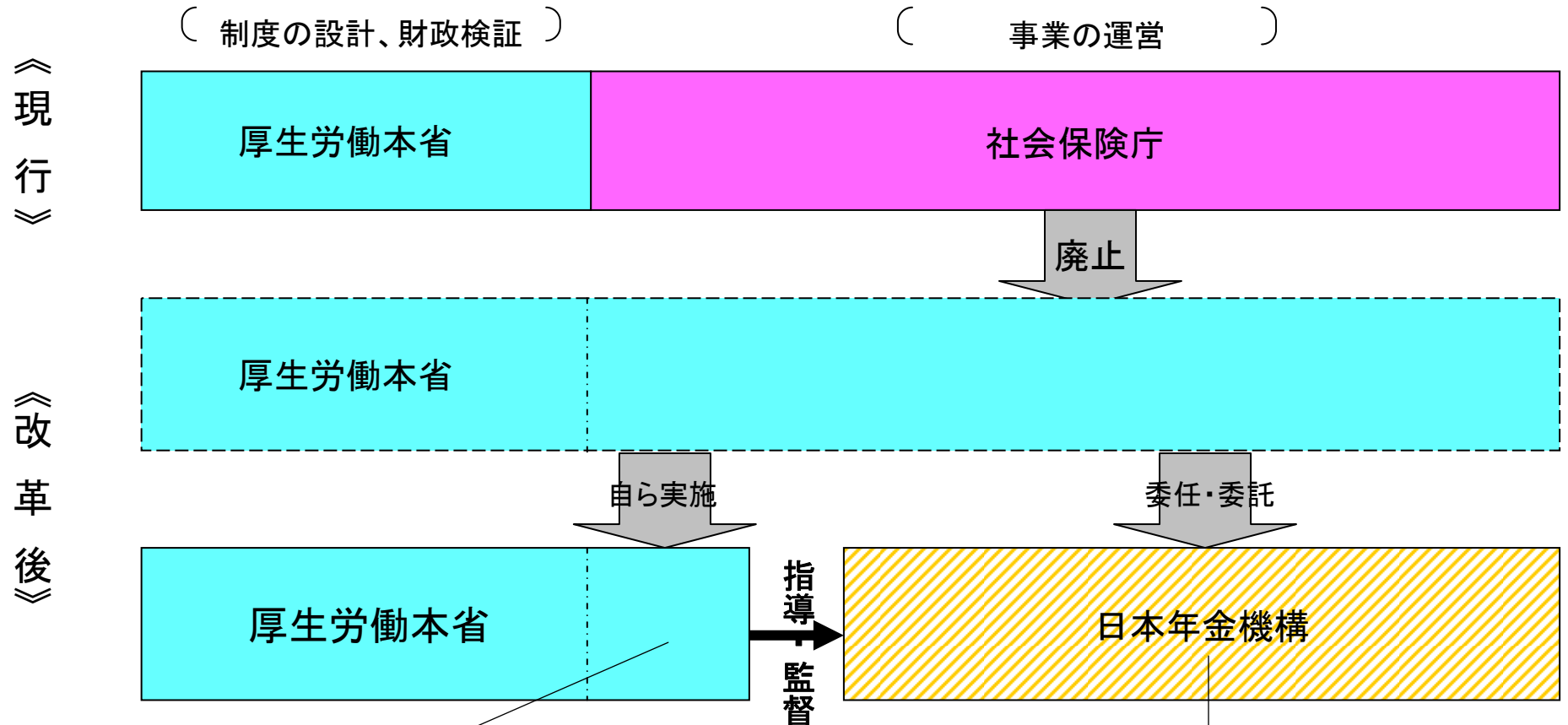
- 改正を重ねるたびに複雑となる事務処理の下で、新たなシステム開発や業務の管理・運営等の重要性が増す一方、少子化や経済社会の実勢を踏まえた年金制度そのものの立案・検討に関わる重要性・困難性も高まり、これらに省全体として一体的に取り組むという体制が十分とれていなかったのが実態。
- 制度改正等に当たり、必要に応じて行われてきた年金局と社会保険庁の協議には、以下のような課題がある。
 - ・ 協議の実施自体がルール化されておらず、現場の要請を確実に制度の立案に生かす仕組みとはなっていない。
 - ・ 社会保険庁において、制度改正に関する現場の問題意識やお客様の声を組織的に十分集約することができていない。
 - ・ 年金局において、社会保険庁の要請に対する対応の可否やその理由について、対外的な説明責任を果たせていない。
 - ・ 制度改正によるシステム開発に要する期間の見通しなどが必ずしも十分でなく、システム開発に追加的な期間や人員を要したことがある。
 - ・ 役所間で行われる非公式の協議であり、外部の目によるチェックが働いていない。

社会保険庁改革と公的年金に係る国の責任について

国民の信頼に応えることができる公的年金の運営体制とするため、

- ① 社会保険庁を廃止し、厚生労働大臣が公的年金に係る財政責任・管理運営責任を担うこととする一方、
- ② 新たに日本年金機構を設置し、厚生労働大臣の直接的な監督の下で、一連の運営業務を担わせることとする。

⇒ 厚生労働大臣の責任に対応するため、年金局を改組し、事業運営を担う組織・定員を配置予定



- ・事業実施に関する総合的な企画立案(国会対応、他省庁との調整等)
 - ・年金特別会計の管理(予算・決算、保険料徴収・年金支払いの管理)
 - ・個別の保険料、年金給付額等の最終決定(不服審査、訴訟対応も含む)
 - ・システムの保有・統括管理
- など

- ・公的年金に係る一連の運営業務(適用・徴収・記録管理・相談・裁定・給付等)

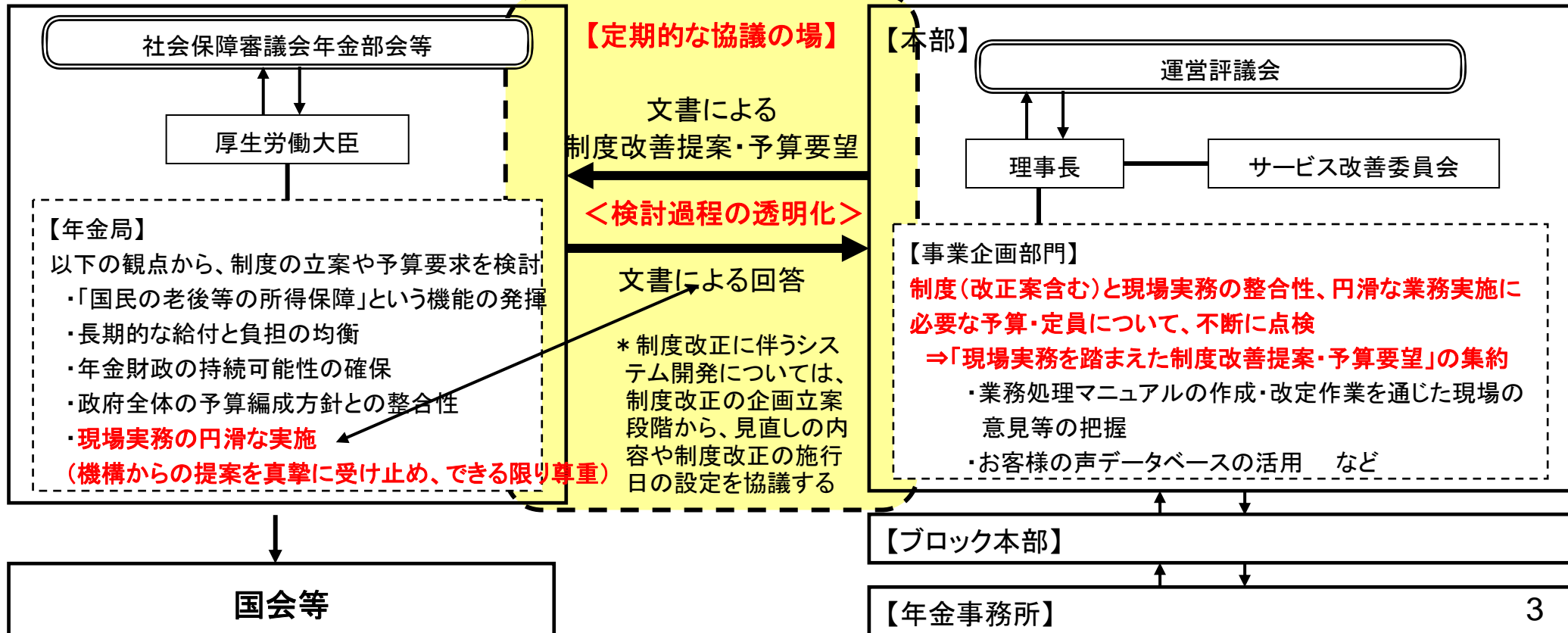
新体制における「現場実務を踏まえた制度設計・予算編成等」の仕組み

平成22年1月以降の新体制においては、次のような仕組みを構築することにより、管理運営責任を負う厚生労働省（年金局）と、一連の運営業務を担う日本年金機構（機構）の連携を確保し、従来以上に、現場実務を踏まえた制度設計や予算編成等に努めてまいりたい。

- ・ 厚生労働省と機構による定期的な協議の場の設置
- ・ 機構による「現場実務を踏まえた制度改善提案・予算要望」と厚生労働省による「回答」をそれぞれ文書にまとめ、公表（検討過程の透明化）。これに先立ち、運営評議会は機構理事長に、社会保障審議会年金部会等は厚生労働大臣に、それぞれ助言・意見具申等。
- ・ 厚生労働省は機構からの提案を真摯に受け止め、できる限り尊重。

《厚生労働省》

《日本年金機構》



現場職員からの提案や疑義照会の流れ

【 現 行 】

【 新体制 】

《事業の運営》

《制度の設計等》

社会保険本庁

現場実態を踏まえ、全国統一的な事業運営を確保するための法解釈・運用

必要に応じ、照会・回答

年金局

制度の本旨に基づく、基本的な法解釈

外局である社会保険庁と年金局の間で、法解釈・運用の権限・責任がいずれにあるか曖昧な面あり

現場からの提案・照会についてはまずは事務局に伝達。事務局の判断により、本庁に判断を仰ぐ仕組み

社会保険事務局
(47)

社会保険事務所
(312)

《事業の運営》

《制度の設計等》

新年金局

行政実務上の法解釈の権限・責任が、新年金局に一元化

必要に応じ、照会・回答

機構本部

業務処理マニュアル整備
お客様の声の集約

厚生労働大臣・年金局長の下で、法解釈の権限・責任が一元化

ブロック本部
(9)

年金事務所
(312)

現場からの提案・照会について、直接本部に伝達する仕組みの導入

＜「新たな仕組み」を補完する仕組み＞

1. 「定期的な協議の場」を介した「新たな仕組み」だけでは、個々の職員等からの制度改善提案や疑義照会等について、
 - ・ 法律の解釈の明確化も含め緊急の対応が必要な場合
 - ・ 事柄の性格上、公開の議論になじまない場合
 - ・ 日本年金機構内部での意見集約に反映されない場合など、必ずしも十分に対応できない場合があり得る。
2. このうち緊急の対応が必要な場合には、当然のことながら、「定期的な協議の場」を待つことなく、厚生労働省と日本年金機構本部の関係者により、随時協議・調整を行い、適切な対応を行うことになる。
3. また、個々の職員等からの提案や疑義照会については、まずは日本年金機構本部において様々な角度から検証した上で、日本年金機構としての「制度改善提案」等を厚生労働省に提出することが基本と考えるが、更に、個々の職員は、以下のような日本年金機構外の窓口に通報し、厚生労働省に対して改善を求めることができる。
厚生労働省においては、必要に応じ、大臣に報告・指示を受けつつ、日本年金機構との定期・随時の協議の場に諮るなどの対応を行う。
このことについては、研修等の機会を通じ、日本年金機構の職員に周知徹底を図ってまいりたい。

窓 口	役割・機能
年金局に設置予定の「国民の声係」	年金管理審議官の直轄組織として、公的年金事業、日本年金機構に関する国民からの苦情・意見・要望を受け付ける。必要に応じ大臣に報告・指示を受けつつ、局内関係課や日本年金機構と改善策を検討
厚生労働省の行政相談窓口又は公益通報相談窓口 (大臣官房総務課行政相談室)	厚生労働省の所掌事務に関して、国民からの相談又は公益通報者保護法に基づく外部労働者からの通報の相談を受け付ける。関係部局にその内容を伝え、関係部局において、必要に応じ大臣に報告・指示を受けつつ、改善策を検討
総務省の行政相談窓口 (行政評価事務所、行政相談委員など)	国の行政全般(委託事業等を含む)について国民の苦情や意見・要望を聴き、公正・中立の立場から関係行政機関などに必要なあっせんを行う
内閣府の公益通報者保護制度相談窓口 (国民生活局企画課公益通報者保護制度相談ダイヤル)	公益通報者保護法に関する事、各種ガイドラインに関する事、通報先(処分権限を有する行政機関)に関する相談 など